

蜜 蜂 飼 育 届 ・ 蜜 蜂 飼 育 変 更 届

令和8年 月 日

青 森 県 知 事 殿

現住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名
飼育の形態 業 ・ 趣味 ・ その他（ ）

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により下記のとおり（蜜蜂飼育届・
蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 令和8年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 令和8年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間	蜂の種類
		1月1日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫、その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- ② 個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
- ・法令に基づく場合
 - ・都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、その他都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

備考

- （1）電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

- (2) 飼育の形態は、業、趣味及びその他のいずれかを選び○で囲むこと。その他には、花粉受精や試験研究などの飼育目的を（ ）内に記載すること。
- (3) 飼育計画は1月1日から12月31日までにについて記入すること。
- (4) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
- (5) 本届出書を蜜蜂飼育変更届出書として使用する場合は、「1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況」の欄の記入は不要。
- (6) 用紙は、日本工業規格A4とする。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整が必要となる場合がある。

そのため、本届提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、蜂群の配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがある。

[illegible]